

東京医科歯科大学医学部附属病院医療連携支援センター規則

平成24年3月30日
規則第55号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院医療連携支援センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、地域医療機関等との密接な連携を推進し、効率的に安心して受けられる医療環境の構築に貢献することを目的とする。

(センターの構成)

第3条 センターは、次に掲げる組織を置く。

- (1) 地域連携室
- (2) 医療福祉支援室
- (3) 入院支援室

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 1 地域連携室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 医療機関からの紹介患者に係る予約受付に関すること。
 - (2) 紹介元医療機関への返礼書の発送及び管理に関すること。
 - (3) 地域連携医療機関との連携協議に関すること。
 - (4) 地域医療連携業務に係る諸統計に関すること。
 - (5) 連携医療機関に係る情報管理（情報交換・意見交換）に関すること。
- 2 医療福祉支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 医療福祉サービスや社会保障に関する相談支援。
 - (2) 医療費等に関する相談。
 - (3) 転院先の医療機関や、退院後の療養先・介護の紹介相談。
 - (4) 在宅療養相談支援に関すること。
 - (5) その他医療福祉に関する相談。

3 入院支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入院及び手続きに関する説明。
- (2) 入院日決定の連絡、患者及び家族からの入院日変更への対応。
- (3) 患者の基本情報の入力。
- (4) 病床の管理運営等に関すること。
- (5) その他入院支援に関する相談業務。

(職員及び職務)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) マネージャー
- (5) 主任
- (6) 医療技術職員
- (7) その他必要な職員

2 第3条に掲げる各室に統括する責任者を置く。

3 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

4 センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。

5 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

6 前項にかかわらず、副センター長は、医学部附属病院事務部に属する職員をもって充てることができる。

7 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

8 教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

9 マネージャーはセンター長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。

10 主任は、マネージャーの命を受け、業務を分掌する。

11 その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第6条 センター長及び副センター長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

- 3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 センター長または副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長または副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、マネージャー又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）

第7条 センターの円滑な運営を図るため、医療連携支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項
- (2) センターに必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他必要な事項

（委員）

第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻(医学系)の臨床系教授 2名(内科系1名、外科系1名)
- (2) 総合診療部長
- (3) 医療情報部長
- (4) 医療安全管理部長
- (5) センター長
- (6) 副センター長
- (7) 医療連携支援センター看護師長または副看護師長 1名
- (8) ソーシャルワーカー 1名
- (9) 医療連携支援センター事務室長
- (10) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号、第7号、第8号及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(委員会の招集等)

第10条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(議事)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第13条 委員長は、第8条に掲げる者の中から幹事を指名することができる。

2 緊急又は軽微な課題については、委員長が幹事会を招集及び協議し、実施する。

3 センターの運営の上で重要かつ緊急性がある課題に関しては、協議及び実施の結果を委員会に報告する。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、医学部附属病院事務部医療連携支援センター事務室が行う。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第16条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学医学部附属病院医療福祉支援センター規則（平成16年規則第12

2号)は、廃止する。

附 則 (平成25年8月1日規則第90号)

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月3日規則第4号)

この規則は、平成26年2月3日から施行する。

附 則 (平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月1日規則第156号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月28日規則第165号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日規則第140号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。